

学協会に光を

大橋 秀 雄



学術の進歩は、第一義的には、それに直接携わる大学、国立研究機関、民間研究所など、いわゆる研究実施機関の成果に負っています。学術の進歩を促進するには、研究実施機関の体制を強化しなければならないと誰でも考えます。しかしそれだけで十分でしょうか。

各研究機関は研究を行って成果を挙げても、その成果の評価を、第三者すなわち学協会の判定に委ねます。研究成果が学術の進歩のために相当の貢献を果たしているかどうかの公正な判定は、専門家集団としての学協会の評価機能に拠るのが学術の長い伝統となっています。研究成果は、このような手続きを経た上で、学協会の論文集などを通じて世界に向けて発信されます。学術は、学術情報の創造基地である研究実施機関と、学術情報の発信基地である学協会が、縦糸と横糸のように助け合って健全な発展を遂げることができます。

学術の進歩を促進するため、昨年は科学技術基本法が制定され、本年には科学技術基本計画の策定をみました。これから5年間で総計17兆円の科学技術関係経費の投入が予定されています。これだけの国費を投入して実施する科学技術研究プロジェクトは、きちんとした評価システムの裏付けによって、国民に対して成果の説明が必要となります。学術評価を担当する学協会の社会的責任も、今後増大する一方の状況にあります。

このような機会に、外部からは従来とかく見えにくかった学協会の機能と役割を再確認し、その強化と支援を訴える報告を、第5部（工学）報告として取りまとめました。学協会強化の問題は、言うまでもなく学術会議全体の関心事であります。これは、会員が1100余の登録学術団体から選出されてきた事実からも自明です。本年4月の第123回総会においては、伊藤会長が会員の意見を集約する形で「我が国の学術研究体制はいかにあるべきか」を報告に取りまとめましたが、その中でも学協会活動の強化が重要な一項目として指摘されています（学術の動向、本年5月号、9ページ）。しかし学協会が抱えている問題点には、専門分野によって若干の視点の違いがあります。今回工学系を中心に報告を取りまとめたのは、一刻でも早く関係省庁を始めとして広く社会に学協会問題を訴えるため、この報告書が学協会問題に光を当てるきっかけとなることを願っています。

大橋秀雄（おおはしひでお 1931年生）
日本学術会議第5部会員（副部長）、基礎工学研究連絡委員会委員（幹事）、機械工学研究連絡委員会委員、力学研究連絡委員会委員、工学院大学長、学術の動向編集委員会委員長、東京大学名誉教授、工学博士
専門：機械工学

学術情報発信基地 ～学術団体の強化・支援に向けて～

平成8年5月27日

日本学術会議第5部

この報告は、第16期日本学術会議基礎工学研究連絡委員会工学学術団体支援小委員会が審議した結果を取りまとめて、第5部報告として発表するものである。

1. まえがき

日本学術会議は、学術団体から選出された代表によって構成されている。このような国家機関のメンバーが、非政府機関である学術団体の代表から成るのは異例なことであるが、これは学術団体の社会的重要性を示すもっとも明白で具体的な証となろう。

学術の進歩は、第一義的には、それに直接携わる大学、国立研究所、民間研究機関など、いわゆる研究実施機関の成果に負っている。学術の進歩を促進するには、研究実施機関の体制強化が一つの視点であり、それについては国の科学技術政策から始まって多面的に問題提起が行われてきた。昨年11月に発効した科学技術基本法の制定などは、そのような体制強化の一環として捉えることができる。

各研究機関は研究を実施して成果を挙げて、その成果の評価と公表を、第三者である学術団体に委ねている。研究成果が学術の進歩のために相当の貢献を果たしているかどうかの公正な判定は、専門家集団としての学術団体の相互評価機能に拠るのが学術の長い伝統となっている。学術は、研究実施機関と評価機関、換言すれば学術情報の創造基地と発信基地が、縦糸と横糸のように互いに助け合って健全な発展を遂げることができる。

学術団体は、このように学術の進歩に不可欠な機能を分担しているにも関わらず、その役割が社会から正に認知されているとはいえない。これは、学術団体がその生い立ちに

おいて、専門を等しくするもの、俗に言えば同業者の互助組織として発足し、会員相互の連携と協力を通じて専門家集団としての地位向上を図る共同体(society)の性格を持っていたことと深く関わっている。現在でも社会は、学術団体と「好き者の集まり」を識別する意識が希薄であり、多くの学術団体が現実には果たしている社会の公器としての役割を正に認知しているとはいえない。今回制定された科学技術基本法でも、もっぱら研究実施機関の強化に視点が置かれ、学術団体について全く言及されていない。これも、上述のような社会的認知の帰結とも受け取られるが、ひるがえって考えれば、学術団体関係者の社会に対する存在主張が希薄であったと自省せざるを得ない。

学術団体は、学術先進国では中立性を保つ意味からも非政府・非営利組織(NGO、NPO)の形をとり、その活動は基本的に所属会員の会費によって運営されている。学術団体は歴史的にみても、会員を対象とする閉ざされた活動から出発したので、運営・活動経費の当事者負担は当然の原則と見なされてきた。

上述のような歴史的経緯に関わらず、科学技術の進歩とその役割増大に対応して学術団体が果たす役割が急激に変貌しつつある。たとえば、昨年1月に起こった兵庫県南部地震に際し、土木学会、日本建築学会などの多くの学協会が、それぞれの専門の立場から全国の専門家を動員してタイムリーな調査・分析

を行い、学術的記録を残すにとどまらず、行政にも反映させるような基準の見直し、改善提案などを独自に行っている。これは、国家機関、企業などの調査とは異なり、完全に中立な専門家集団としての学術団体の特色を十分に生かした、国民生活とも密接に関連する貴重な貢献といえよう。学術団体が果たしている社会的役割は、普段は国民の目に触れることが少ないが、今回の諸学術団体の活動は、災害という予期せぬ事態を通じてその社会的役割を浮かび上がらせた実例である。

ボーダレス化、情報化が急激に進展する中で、日本語というローカル言語に立脚する我が国の学術団体は、世界に通用する学術評価機関としての地位を維持することが次第に困難となっている。言葉のハンディキャップに加え、我が国の論文誌への投稿料が国際的に割高なことも原因して、質の高い研究成果を広く内外から募って発信する機能が空洞化の危機に瀕している。このままでは、国際的に評価される学術論文誌を発行する学術団体が日本から次々に消滅し、学術評価機能がアメリカ一国に集中する恐れが大きい。このような事態に至ると、我が国のみならず世界にとっても、学術の独占という好ましからざる状況が生ずることになる。我が国の主要な学術団体が、学術情報の交流・発信を通じて応分の国際貢献を果たしてゆくことは、会員の関心と責任を超えて、国民としても等しく念願するところであろう。

上に述べた例は、学術団体が果たしている社会的役割の一部に過ぎない。学術団体が学術の進歩を通じて国民の福祉や安全の向上、国力の増進、国際貢献などに果たしている役割は、会員互助の範疇を遙かに越えて社会的な意味合いをもっている。そして、そのような活動に対しては、それにふさわしい社会的認知と支援が必要と考えられる。

本報告書は、工学系を中心に学術団体の活動の現状を総括し、その社会的貢献に見合う公的支援の要望を取りまとめることを目的としている。

2. 学術団体の役割

2.1 学術団体の成立

単なる専門家の集団にとどまらず、相互評価(peer review)機能を発揮して論文集を発行した学会としては、17世紀後半に生まれたRoyal Society of Londonが始まりとされている。その後、数学、物理、天文など自然科学の領域ごとに研究者(学者)の組織化が始まり、19世紀の中頃からその数が急増した(文献1)。

工学系では、研究者集団というよりは、むしろ技術者集団として組織化が始まった。産業革命を主導した英国で1817年にInstitution of Civil Engineers(民事技術者協会)が設立され、これが工学系学会の第1号となった。最初は広い分野を対象とした学会も次第に専門分化を繰り返し、19世紀後半に入ると、機械技術者協会、電気技術者協会、化学技術者協会など専門別に次々と学会が誕生した(文献2)。

我が国では、明治12年(1879)に工部大学の第一回生が卒業するのに合わせて工学会が設立され、その後建築、電気、機械などの専門別学会が次々に誕生した(文献3)。

学会は、Societyと名付けられるように、専門を等しくするものの共同体として発生し、会員の職能(profession)を社会的に確立して、その地位向上を図ることを主目的とした。このため、入会資格は厳しく審査されるが、反面会員の社会的地位は高く評価された。この伝統は、アングロサクソン系の学会では今でも脈々と生き続けている。我が国では、このような伝統は希薄であり、なるべく多くの会員を入会させ、情報交流、研究発表などを通じて自己啓発の機会を広く提供する方針を採ってきた。

2.2 学術団体の機能

学術団体は、歴史的には会員の啓発・向上を図る共同体として誕生してきたが、学術の進歩に対応して様々な機能が追加され、いまや学術振興の重要な一翼を担っている。現在

学術団体が果たしている機能は、以下の三つに大別される。

(1) 共同体機能

会員の自己向上を助け、また集団としての地位向上を図るための機能。この本来の機能も次第に社会的意味合いを深め、専門職能の社会的認知、行動基準となる職能倫理の確立、若手研究者を始めとする後継世代の教育などのために中心的役割を果たすようになった。

(2) 学術評価機能

専門家集団として、その領域の進歩に対する貢献度を相互に判定・評価する機能。またその延長として、学術誌（論文集）を編集・発行する機能が生まれる。これに加え、最近では研究の将来動向を明示し、先見性に裏付けられた研究推進力を発揮することが期待されている。学術評価に基づく顕彰制度、すなわち学協会賞の授与も、学術の進歩を促進する事業である。

(3) 社会とのチャンネル機能

学術が専門分化し、その内容は一般社会にとってますます不透明になる一方である。そのような状況の中で、①学術の進歩、特に新しい発明や発見が社会に及ぼすインパクトを平易な言葉で社会に開示し（啓蒙機能）、②一般社会人、特に青少年の科学技術に対する関心を高めるために専門家集団として助言と支援を行い（教育機能）、さらに③社会の意志を学術の進歩に反映させる受容能力（評価受け入れ機能）を高めることが、ますます重要になってくる。これらはすべて、社会とのチャンネル機能と見なすことができる。

3. 工学学術団体の特質

工学学術団体は、人文・社会科学、理学、医学系の学術団体に比べて大きな違いがある。学術団体の会員は、普通、大学・研究機関などに所属するいわゆる研究者が大部分を占めている。しかるに主要な工学学術団体では、企業に所属する技術者が会員の大半を占

めているのが特色である。

このような会員構成によって、工学学術団体は産学交流の拠点としての機能を果たし、学術の進歩をいち早く産業に反映させるとともに、産業が必要とする知識・技術を研究者側に素早くフィードバックさせる役割を果たしている。この意味で、工学学術団体の活動レベルは、一国の産業発展と密接に関わりがあり、その支援・強化は、産業政策の重要な一因子と見なすことができる。

工学学術団体は、専門家集団としての特質を生かして、現在すでに国などの公的機関に代わって以下の事業を行っている：

- ◎国家資格の認定代行（国から委託を受け、溶接技術者などの認定を行う）
- ◎国家規格の原案作成協力（関係専門家を動員して、学識・経験を結集する）
- ◎科学研究費の配分を始めとする公的研究支援の評価委員の選出
- ◎国際学術交流の推進（国際学術団体に我が国を代表して加盟し、協力する）

また、将来期待されるものとして次の事業がある：

- ◎専門別教育基準(accreditation)の作成および評価（専門分野を代表する学術団体が、我が国の工学教育を国際的に認知させる認定機関の一員として参加する）
- ◎国際支援事業の受託（国際協力事業団などが行う支援事業の受託単位となり、現在の受託単位である大学等の枠を越えて、専門家集団を結集して協力する）

従来日本の企業に所属する科学技術者は、日本的経営の特色であった終身雇用の枠内で、社業を通じての貢献を問われることが主体であった。従って、学会を通じて専門家同士の連携・協力を深めたり、社会との繋がりを深めることに対して概して消極的であった。いまやその状況は変わりつつある。科学技術者にとって、会社人間としての社内評価に止まらず、一専門家としての同業者評価、すなわち学会活動を通じての評価が重要にな

りつつある。この意味でも、学術団体の果たす役割が変わり始め、その社会的地位が欧米並に高まる気運が出始めている。

4. 学術団体に対する公的支援の現状

4.1 公的支援の種別

学術団体は、国家規格の原案作成、学術用語の原案作成、サイエンス・ボランティアの登録・名簿作成など、国から個別の業務委託を受けるときには、直接的あるいは間接的に必要経費の補助を受けている。また国際会議や公開講演会などを開催するとき、日本万国博覧会記念協会を始めとする学術支援公益法人や、地域振興を意図する地方自治体から助成を受けることがある。そのほか、個人や企業からの寄付金も、学術団体にとって欠かすことのできない財源となっている。

上述の支援を除けば、学術団体の活動に対する国からの直接的助成は、文部省の科学研究費補助金「研究成果公開促進費」によるものに限られている。

上記公開促進費のうち、学術団体が交付の対象となる種別は以下の通りである。

(1) 学術定期刊行物

我が国の代表的な学会等が、学術の国際交流に資するために定期的に刊行する学術誌で、欧文誌または欧文抄録を有する和文誌を対象とし、その直接出版費（組版、製版、印刷、用紙、製本代）を補助する。

(2) 学術図書

一般学術図書または特定学術図書（和文の図書・論文の外国語への翻訳）刊行に対する補助で、前者は直接出版費、後者は翻訳経費及び直接出版費を対象とする。

(3) データベース等

我が国の学術研究動向を踏まえ、必要度が高くかつ我が国の貢献度が高い分野におけるデータベースを構築・公開する場合、その作成に必要な経費を補助する。また学術研究の基礎資料として、抄録誌、索引誌、文献目録等を刊行する場合、それら二次刊行物の直接出版費を補助する。

(4) 研究成果公開発表

A、B、Cの三つのカテゴリーに分けられるが、学術団体が交付の対象となるのは、次のBおよびCである。

- ・研究成果公開発表(B) 学会等が、一般社会人や青少年、小中高校生を対象に最新の研究動向等を普及啓蒙するシンポジウムや学術講演会を開催する場合、その経費の一部（会場借料や資料作成費等）を助成する。
- ・研究成果公開発表(C) 学会が、諸外国の研究者の参加を得て、学術に関する研究発表および討論を行う国際会議を国内で開催する場合、その経費の一部（会場借料、資料作成費等）を助成する。本費目による助成は、平成7年度から始まった。

4.2 研究成果公開促進費の現状

研究成果公開促進費は、主に学術団体を支援対象としており、平成5年度から今年度までの予算額の推移は表1の通りである。この表から分かるように、研究成果公開促進費は科学研究費補助金全体のほぼ3%を占めるに至っている。学術団体に対する支援額も、科学研究費の伸びに見合っただけで順調な増加を示している。

研究成果公開促進費のうち、工学学術団体に交付される助成額を正確に推定することは難しい。文部省から公開される区分別配分資料では、工学関連の助成は工学のほか広領域と複合領域にまたがっている。後の二者の中から工学に関連ある助成を拾い出すには、個別の調査をする必要がある。このため今回は、工学区分に配分される助成だけを対象として調査した。

工学区分に配分される助成の割合は、平成7年度の実績を見ると全分野の2.5%に過ぎない。学術団体の数からいけば全体の約20%、会員数でいけば全体の約32%を占める工学学術団体が受けている助成が、相対的にきわめて低い割合に留まっている事実が浮かび上がってくる(文献4)。研究成果公開促進費関係の助成に対し、工学学術団体から提出され

表1 研究成果公開促進費の予算推移

単位：千円

種 目	平成5年度 予算額	平成6年度 予算額	平成7年度 予算額	平成8年度 予算案
学術定期刊行物				
欧文誌	539,000	602,000	602,000	631,000
和文誌	121,000	137,000	137,000	137,000
学術図書	487,000	570,000	634,000	691,000
データベース	656,000	802,000	911,000	1,095,000
二次刊行物	79,000	79,000	79,000	79,000
成果公开发表				
(A)公开发表	60,000	75,000	87,000	87,000
(B)シンポジウム等	-	45,000	150,000	150,000
(C)国際会議	-	-	140,000	140,000
公開促進費合計	1,942,000	2,310,000	2,740,000	3,010,000
科学研究費全体	73,600,000	82,400,000	92,400,000	101,800,000
合計/全体	2.6%	2.7%	3.0%	3.0%

表2 工学系の申請件数および採択率の推移

種 目	平成5年度		平成6年度		平成7年度	
	申請件数	採択率	申請件数	採択率	申請件数	採択率
学術定期刊行物		%		%		%
欧文誌	3 (107)	100	2 (106)	100	5 (121)	80
和文誌	1 (110)	100	2 (127)	100	4 (177)	75
学術図書	5 (360)	60	9 (387)	78	7 (512)	71
データベース	(134)	(83)	(149)	(85)	(178)	(80)
二次刊行物	1 (25)	100	1 (18)	100	0 (25)	-
研究成果公开发表						
(B)シンポジウム等	-	-	48 (184)	23	79 (201)	59
(C)国際会議	-	-	-	-	30 (72)	47
合 計	10	-	62	-	125	-

注 ()内の数値は、全分野の申請件数または採択率を示す。

た申請件数および採択状況は、過去3年間について表2に示す通りである。

以上を総括すると、科学研究費補助金のうち学術団体の活動支援に配分される割合は全体の3%程度に留まり、学術情報の発信基地として重要な役割を担っている学術団体に対する支援としては、きわめて低い割合となっている。また、このように低い水準に低迷していた過去の状況から、学術団体の事務局が助成の申請に懸ける熱意を喪失してしまった現実も見受けられる。特に工学系では、会員数が万を超える大学も多く、その活動を支える巨額な予算に比べると助成金の割合が小さくならざるを得ない。このような事情から、

工学系では、経済的困難を自力で克服して成果の公開等を積極的に推進しながらも、助成に対する期待と申請が一般的に低調であったといわざるを得ない。今後このような悪循環を断ち切り、工学学術団体の助成に対する期待を、ストレートに申請数と申請額に反映させる必要がある。これこそが、工学学術団体が果たす役割に対し、公的支援の強化を要望する具体的意志表示となろう。

5. 学術団体に対する公的支援の要望

5.1 公的支援の要件

会員の会費によって運営される学術団体は、会員向けの会誌や論文集の発行、研究講

演会の開催など、日常業務を処理するのに必要な事務組織を維持するのに懸命である。最近の厳しい経済環境から、学協会の財政は一段と緊迫の度合いを深め、国際的に流通する英文論文誌刊行からの撤退、発展途上国への会誌・論文誌寄贈の縮小・中止など、時代の流れとは逆行する措置が目立ち始めている。

歴史が古く、国あるいは個人からの寄付による土地・建物・基金などのストックを多く持っている外国の主要学術団体に比べ、我が国の学術団体はいずれも「持たざる学会」が多く、会費というフローによってのみ運営されている。従ってその経済基盤は、会員数の増減、人件費・事務所経費の変動に直撃され、きわめて不安定な状況に置かれている。

このような我が国の学術団体が、今後とも社会と時代が求める役割に応えながら事業活動を継続するには、学会活動の中で社会の認知と支持が得られる部分について公的支援を必要とする状況に立ち至っている。

このような支援を求めるに値する学術団体の資格としては、特定の主義・信条から中立であること、運営合理化等について十分な自己努力をしていることは当然の前提であるが、それらに加え以下の三つの目標の何れについても、一定の水準以上でこれを実現していることが必要と考えられる。

(1) 学術評価機関として国際的に認知される地位を保持していること。

ボーダレス化、情報化が急激に拡大する中で、我が国の学術団体は日本語の学術情報に特化する地域サービス団体に陥る危険性がきわめて高い。このような状況の中で、国際会議開催、学術出版などを通じて国際的に通用する学術評価機能を維持することは、我が国の主要な学術団体にとって、その存在意義を賭けた挑戦と言わざるを得ない。この目標実現のために努力し、相応の成果を挙げていることが第一の条件である。

(2) 上記目標の達成に不可欠と考えられる、国際的に流通する学術論文誌を定期的に

発行していること。

(3) 社会の意志を学術の進歩に反映させ、また学術の進歩がもたらす影響を社会に説明するため、社会と学術の意志疎通を促進するチャンネル機能を保持していること。またこのチャンネルを通じて、科学技術に対する社会の関心を深め、特に科学技術創造立国の将来を担う青少年に対する発信を強化することができる。

5.2 要望する公的支援

学術団体の根本的強化を目指して、日本工学会が中心となり「学術法人法」を制定してその組織的基盤を固める運動が進められてきた(文献5)。1,500を越える我が国の学術団体のうち、現在公益法人は130余、特定公益増進法人指定は5に過ぎない現状を考えると、学術法人としての公的認知は学協会関係者が等しく願望する理想の姿であろう。しかしその実現のためには、今後全分野の学術団体が足並みを揃えて要望を取りまとめ、またその社会的認知を高める運動を継続して環境を整える必要がある。このような現実を考え、本報告では、学術法人法制定の動きとは別に、現状の組織形態を前提に学術団体が要望する公的支援を取りまとめることにした。

現在、学術団体への公的支援として実施されている文部省科学研究費補助金に加え、他省庁からの支援も含めてその具体的要望は以下の通りである。

(1) 学術活動に対する補助金、助成金の拡充

①学術刊行物に対する助成

国際的に流通する英文論文誌の刊行助成を拡大する。複合的、学際的領域がますます増加することを考え、複数学協会が共同で編集する刊行物を含む。また、ひとつの学協会が複数の出版物を刊行する場合も、それぞれを助成の対象とする。

またその助成に当たっては、学術誌の安定した編集と、投稿料の軽減を実現するため、少なくとも5年単位の継続を要望する。

②国際学術交流に対する助成

国際会議、シンポジウム開催などに対する助成を拡大する。

③国際学術組織への加盟に関わる助成

我が国の学術団体が、日本を代表して国際学術組織に加盟している場合、その加盟分担金や総会参加旅費などに対する助成を拡大する。これは、日本学術会議自身が行う国際対応を補完して、きめ細かな対応を可能にする役割を分担する。

④社会に対して貢献する事業への助成

青少年、一般社会人などを対象に、啓蒙普及を目的として開催する公開講演会への助成を拡大する。

⑤学術情報の国際化とデータベースの整備への助成

我が国が特に立ち後れているデータベースの整備について、学術団体の積極的参入を促進するために助成を強化する。

⑥発展途上国への学術情報提供援助に対する助成

学術団体が、その定期刊行物、学術出版物などを途上国の大学、図書館等に寄贈する経費を助成する。また、途上国の会員を対象に、年会費や論文投稿料を減免する経費を助成する。

(2) 学術団体の基盤強化に対する助成

①事務局の情報化投資に対する助成

学術団体が、事務のOA化、データベース管理、電子出版、インターネットを始めとする情報ネットワーク構築などに要する情報化投資の一部を助成する。これにより学協会の事務能率を高め、その発信能力を強化することができる。

②事務局を収容する学術センタービル等の建設

事務局の賃借・運用経費を低減するため、共用会議室、共用情報センターなどのインフラを備えた専用ビルを建設する。

(3) 特定公益増進法人指定の拡充

特定公益増進法人指定の条件を見直し、現在きわめて限られた学術団体（すべての分野

を包括して5団体)のみが受けている指定を、更に拡大できるよう努力する。この際、指定の資格・条件を明確化し、学術団体がその目標に向かって自己努力する道筋をつけることが重要である。またその指定期間は、少なくとも5年間の継続とし、短期間で継続申請を繰り返す手続き上の負担を軽減する。

(4) 学術刊行物に対する「低郵便料金制度」の適用

平成6年1月24日実施の郵便料金の値上げ、特に第三種郵便料金の大幅値上げは、学術団体の運営に大きな打撃を与えた。学術団体の使命ともいえる会誌、論文誌などの配布に要する郵便料金が、会費収入の15%程度に達するところが多くなっている。

学術刊行物を対象とする第四種郵便物は、日本学術会議の意見を参考に認定され、優遇措置が取られている。しかるに第四種は、200グラムを超えると、一般の定期刊行物（月1回以上）を対象とする第三種より割高となる料金体系を採っているため、学術団体が発行する会誌、論文誌などの大部分は第三種として郵送されている現状である。

学術団体の財政を圧迫している郵便料金負担を軽減するため、第四種料金体系を改定し、学術団体に対する「低郵便料金制度」を拡大する。

(5) 税制面での優遇

①個人の所得税に関して

学問分野の専門化、細分化、複合化にともない、科学技術者は複数（平均3）の学術団体に所属するようになり、学術活動に必要な個人負担は増加の一方である。個人として支出する年会費、学術講演会への参加費（登録料、交通費、宿泊費）などは、科学技術の進歩に追従して専門家として働き続けるための必要経費である。したがって、学術団体関連の支払経費は、個人の所得から必要経費として控除できる制度を明確化する。

②学術団体の法人税に関して

日本の学術団体は、定款に定めた公益的

性格の事業であっても、収益事業と規定される33業種を行った時は、原則として課税される。例えば、論文誌、学術図書の発行は、収益33業種の中の出版業に属し、課税対象となる。これについては適用除外規定が設けられているが、その解釈は税務署により異なり、課税、非課税の両ケースが見られた。アメリカや英国の例をみると、非営利の学術団体が刊行する教育的、学術的出版物は、テープやCDも含めて課税対象とされない。

学術団体がその定款に則り学術の進歩を目的として行う事業については、それが現在の収益33業種に形式上分類されることがあっても、適用除外規定によって非課税の公益事業と見なすことが要望される。

また、学術団体が公益事業と別会計で行っている収益事業で得た所得は、公益法人については27%（平成7年以降30%から減額）までを、その他任意団体（税法上は人格のない社団等）については2.5%までを、「みなし寄付金」として公益部門に寄付することができる。この「みなし寄付金」の限度を、学校法人並に50%に引き上げることも、学術団体の公益性にかんがみ強く要望される。

6. あとがき

科学技術創造立国の掛け声のもと、大学、研究所など我が国の研究実施機関は、着々と整備・強化が進みつつある。これに比べ、学術情報の発信基地とも言うべき学術団体は、弱体のまま放置されている。ほとんどの学協会では、わずかな事務職員を抱えて事務処理能力が低く、公益法人格を有する学術団体ですら専従職員は数名のところが多である。学会活動の大部分は、会員のボランティア精神によって支えられているのが実状である。このような弱体な学協会の事務組織が、

公的支援に対する要望の発信を弱め、また既存の助成制度に対する申請を低調なものとした一因でもあった。

今回、このような現状を直視して報告書にまとめた。日本学術会議は、千を超える登録学術研究団体から選出された会員から成っている。その母体ともいえるべき学術団体の体制強化は、会員が等しく深い関心を抱くところであり、これまで以上に指導力を発揮して状況を改善する責任がある。

この報告書が、学術団体が研究実施機関と均衡を保ちながら強化され、我が国ひいては世界の学術振興に一層の貢献を果たす端緒となることを希望する。

文 献

1. 村上陽一郎、科学者とは何か、3章科学者の共同体の成立、新潮選書、1994年10月
2. 三輪修三、ものがたり機械工学史、6章産業革命と近代エンジニアの誕生、オーム社、1995年3月
3. 須田了、日本工学会の歴史と現状、電気学会誌、115巻10号、662ページ、1995年10月
4. 日本学術会議、我が国における学術団体の現状、日学資料4、日本学術協力財団、1994年2月
5. 日本工学会主催の以下のシンポジウムにおいて、学術法人法制定の必要性和要望が論じられた；“基礎工学の振興と工学教育シンポジウム”第1回「大学の改革と学術法人活性化を目指して」平成3年11月27日、同第2回平成4年10月12日、公開シンポジウム「学術法人法制定への要望」平成4年6月15日、パネル討論会「学協会は今後いかにあるべきか」平成6年4月20日（学術法人法制定運動賛同180学協会と協力）など。